

○ 均等割

$$\text{均等割} = \text{税率（年額）} \times \text{算定期間中に事業所・事務所等を有していた月数} / 12\text{ヶ月}$$

※ただし、この場合における月数は1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

村内に事務所又は事業所を有する法人、又は村内に寮、宿泊所、などの施設を有する法人で村内に事務所又は事業所を有しないものに対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額となります。

法人の区分	税率（年額）
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	50,000円
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人及び一般財団法人	
ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	
ホ 資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人以下のもの	
資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000円
〃 1,000万円を超え1億円以下であるもののうち従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000円
〃 1,000万円を超え1億円以下であるもののうち従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000円
〃 1億円を超え10億円以下であるもののうち従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000円
〃 1億円を超え10億円以下であるもののうち従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000円
〃 10億円を超えるもののうち従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000円
〃 10億円を超え50億円以下であるもののうち従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000円
〃 50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,000,000円

○ 法人税割

法人税割税率… 8.4%

※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度に適用

（参照：村税条例31条,34条の4）